

(30) 鳥取県土地開発公社 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和元年度）

給 与 費	実績なし
-------	------

3 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
事務職	大学卒	179,700 円 県職員より4号給下位（行政職1級25号）
	高校卒	147,500 円 県職員より4号給下位（行政職1級5号）

5 職員手当の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	内 訳															
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	[支給割合] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.215 月分</td> <td>0.795 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.215 月分</td> <td>0.795 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.43 月分</td> <td>1.59 月分</td> </tr> </tbody> </table> （注）勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.215 月分	0.795 月分	12月期	1.215 月分	0.795 月分	計	2.43 月分	1.59 月分			
	区 分	期末手当	勤勉手当													
6月期	1.215 月分	0.795 月分														
12月期	1.215 月分	0.795 月分														
計	2.43 月分	1.59 月分														
	[令和元年度実績] 実績なし															
退職手当 （県の規定に 準ずる）	[支給率] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続 20 年</td> <td>19.6695 月分</td> <td>24.58675 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 25 年</td> <td>28.0395 月分</td> <td>33.27075 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 35 年</td> <td>39.7575 月分</td> <td>47.70900 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 40 年</td> <td>44.7795 月分</td> <td>47.70900 月分</td> </tr> </tbody> </table> （その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） ＊25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勸奨等により退職する場合には加算があります。	区 分	自己都合	勸奨・定年	勤続 20 年	19.6695 月分	24.58675 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続 40 年	44.7795 月分	47.70900 月分
	区 分	自己都合	勸奨・定年													
勤続 20 年	19.6695 月分	24.58675 月分														
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分														
勤続 35 年	39.7575 月分	47.70900 月分														
勤続 40 年	44.7795 月分	47.70900 月分														
	[令和元年度実績] 実績なし															
時間外勤務手 当 （県の規定に 準ずる）	[令和元年度実績] 実績なし															

区分	内 容																												
	対象職員	支 給 月 額																											
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	<p>給料表、職務の級、手当区分に応じて定額を支給</p> <table border="1"> <tr> <td>行政職</td> <td>9級1種</td> <td>130,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8級1種</td> <td>117,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8級2種</td> <td>94,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7級2種</td> <td>88,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7級3種</td> <td>70,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7級4種</td> <td>62,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6級3種</td> <td>66,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6級4種</td> <td>58,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6級5種</td> <td>49,900円</td> </tr> </table> <p>[令和元年度実績] 実績なし</p>	行政職	9級1種	130,300円		8級1種	117,000円		8級2種	94,000円		7級2種	88,500円		7級3種	70,800円		7級4種	62,000円		6級3種	66,500円		6級4種	58,200円		6級5種	49,900円
行政職	9級1種	130,300円																											
	8級1種	117,000円																											
	8級2種	94,000円																											
	7級2種	88,500円																											
	7級3種	70,800円																											
	7級4種	62,000円																											
	6級3種	66,500円																											
	6級4種	58,200円																											
	6級5種	49,900円																											
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	<p>ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び 同相当職は右のとおり</p>	<p>6,500円 8級：3,500円 9級：支給しない</p>																										
		<p>イ 子</p>	<p>9,200円</p>																										
		<p>満15歳に達する日後の最初の4月1日か ら満22歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある子</p>	<p>1人につき 5,000円を加算</p>																										
[令和元年度実績] 実績なし																													
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	<p>ア 借家・借間居住者</p>	<p>家賃の額に応じ、 最高 27,000円まで支給</p>																										
		<p>イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者</p>	<p>借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額</p>																										
		[令和元年度実績] 実績なし																											

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については1ヶ月あたり2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	（パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給（1か月あたり3,000円を上限とする。） （その他の駐車場代の加算） 県規定の支給要件に合致しないため制度を設けていない
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
[令和元年度実績] 実績なし			
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 30,000円＋加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居（配偶者のない職員については子の住居）との間の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算なし。	
		[令和元年度実績] 実績なし	

6 役員の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長	日額13,810円	6月期 該当なし 12月期 該当なし	監事による監査報酬は1回30,000円
副理事長	0円		
理事	日額9,900円		
監事	日額9,900円		

〔令和元年度実績〕

①常勤役員

実績なし

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
97,220円	3人	2,701円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更後	変更前	変更理由
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.215月分 勤勉 0.81月分 12月 期末 1.215月分 勤勉 0.81月分	6月 期末 1.145月分 勤勉 0.785月分 12月 期末 1.285月分 勤勉 0.785月分	県の制度に準じた改定

(2) 適用日

令和2年4月1日